

告示

埼玉県告示第二百十一号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年十二月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十一年三月十五日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人眞幸会草加松原 整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番二 十六号	平成三十三年 九月四日